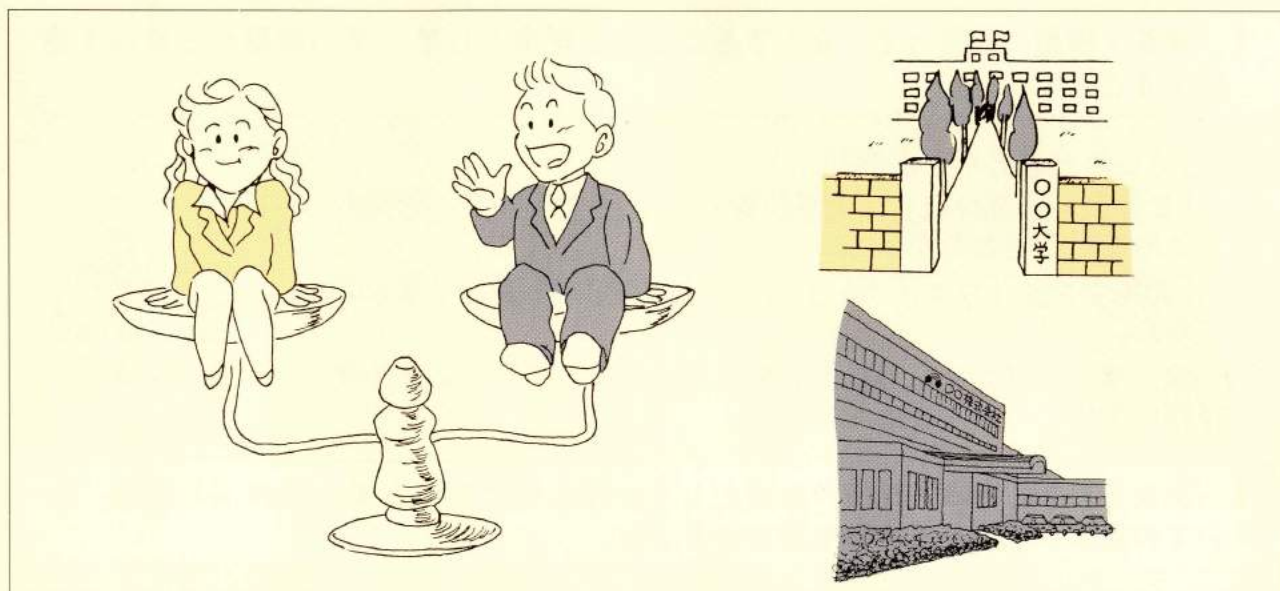


就職を希望されるあなたへ！

あなたの就職活動を応援します
まず、労働局雇用均等室へご相談を



◎ あなたの就職活動は順調に進んでいますか？

男女雇用機会均等法では、募集・採用から定年・退職に至るまでの各ステージにおいて、**女性に対する差別が禁止**されています。企業は、募集・採用について、男性と女性とで異なる取扱いをすることはできません。

就職活動でこんなことはありませんか？ 雇用均等室へいつでも相談を

あなたが**女性であるというだけの理由**で、希望する企業に応募する機会が得られなかったり、男性よりも不利な条件が付いていたり、必要な情報をもらえなかったりしていませんか。

みなさんの就職活動がスムーズに行えるよう、雇用均等室では**年間を通して相談を受け付けています。**

就職活動において、男性と異なった取扱いを受けていると思われる場合には、電話などで**最寄りの雇用均等室に相談**してみましょう。

就職活動中のあなたの経験を聞かせて下さい……アンケートにご協力を

平成12年度
労働省女性局／都道府県労働局雇用均等室

募集・採用での、男女異なる取扱いとは…

均等法では、労働者の募集及び採用について、**女性に対する差別を禁止**し、男女均等な取扱いを求めています。

女性に対する差別として禁止されるのは、次のような場合です。

- 1 募集・採用に当たって、女性であることを理由として、その対象から女性を排除すること。

(排除していると考えられる例)

- ☐ 「営業職」、「総合職」、「大卒技術系」などの募集で、男性しかとらないと言われた。
- ☐ 「営業マン」、「ウェイター」など男性を表す職種名で募集していた。
- ☐ 求人票では男女とも募集の対象となっていたのに、応募の受付等は男性のみを対象としていた。



- 2 男女をともに募集・採用の対象としているにもかかわらず、女性又は男性についての募集・採用する人数を設定すること。



(人数を設定していると考えられる例)

- ☐ 「大卒男性80人、大卒女性20人」等男女別に採用予定人数を明らかにして募集していた。
- ☐ 「男女社員10人募集、うち男性5人以上採用」と男性の人数を設定して募集していた。
- ☐ 男性の選考を終了した後で女性の選考が行われた。

----- キ リ ト リ 線 -----

◎ 就職活動中のあなたの経験を聞かせて下さい・・・

～ アンケートに御協力を ～

労働省女性局 (FAX 03-3502-2605) 又は最寄りの労働局雇用均等室 (6 ページ) へ FAX などて送ってください

2・3 ページのような、男女異なる取扱いと思われることを経験したら、その内容、企業名などを具体的に記入してください。

	具 体 的 な 例	企業名 (所在地)
例えばこんな会社があった… ・男性のみを募集・採用 ・男女で募集人数が異なる ・女性は自宅通勤者に限定 ・会社案内がこない ・説明会が男性より遅い ・採用試験が男女で違う ・セクハラ面接をしている など		
就職活動をしていて感じたこと など ご意見をお聞かせ下さい		

性別：(女、男) / 学部名 (

) / 志望職種：(事務・営業・技術・他：)
志望コース：(総合職、一般職)

3 年齢、未婚・既婚の別、通勤の状況その他の条件を付けて募集・採用する場合、女性に対して男性と異なる条件を付けること。

(異なる条件を付けていると考えられる例)

- ☐ 「男性30歳未満、女性25歳未満」というように、応募できる年齢の上限に男女差があった。
- ☐ 女性にのみ、自宅から通勤することを条件としていた。
- ☐ 女性にのみ、浪人又は留年していないことが条件と言われた。



4 求人内容の説明等募集・採用に関する情報の提供について、女性に対して男性と異なる取扱いをすること。

(異なる取扱いをしていると考えられる例)

- ☐ 会社案内等の資料が女性には送られてこなかったり、男性より遅く送られてきた。
- ☐ 男性に送られた会社案内等の資料と、女性に送られてきた資料が異なっていて、男性の方が詳しかった。
- ☐ 会社説明会の対象が男性のみであったり、女性を対象とする説明会が男性より遅く行われた。



5 採用試験等について、女性に対して男性と異なる取扱いをすること。



(異なる取扱いをしていると考えられる例)

- ☐ 採用試験で女性にだけ二次試験が行われた。
- ☐ 男性は面接のみ、女性は面接に加えて筆記試験が行われた。
- ☐ 面接の時、「結婚や出産をしても働き続けますか」ということを女性にだけ質問していた。

6 募集・採用に当たって、女性であることを理由として、その対象を女性のみとすること。

(女性のみとしていると考えられる例)

- ☐ 「事務職」、「一般職」、「販売職」などの募集で女性のみを募集していた。
- ☐ 「ウエイトレス」、「看護婦」など女性を表す職種名で募集していた。
- ☐ 「女性歓迎」、「女性向きの職種」等の表示をして募集していた。



ポイント

1. 女性が排除されているか、女性に不利な条件が付いているか等を判断する場合は、大卒総合職、大卒技術系、高卒事務系など、学歴や職種等による区分ごとにみて、同じ区分の男性と比較して判断してください。
2. 女性は補助的な仕事や細かい作業に向いているなどの先入観によって、一定の職種・職務について女性のみを募集・採用することは、かえって女性の職域を限定したり、女性の仕事と男性の仕事を分離してしまうという弊害をもたらすとの観点から、女性のみ募集・採用は原則として禁止されています。

働く女性をとりまく法律とは…

働く女性をとりまく労働関係の法律には、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法などがあります。

これから社会人となる皆さんも、よく理解しておいてください。

男女雇用機会均等法

- ① 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇の各分野において、女性に対する差別（女性のみを対象とする取扱いや女性を優遇する取扱いも含みます）を禁止し、男女均等な取扱いを事業主に求めています。
- ② 職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するために、事業主に雇用管理上必要な配慮を求めています。
- ③ 妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理のために必要な措置を事業主に義務付けています。

労働基準法

労働基準法には、賃金、労働時間、休暇等の労働条件について最低の基準が定められています。

- ① 賃金について、女性であることを理由として男性と差別的取扱いをしてはならないことになっています。
- ② 原則として、1日8時間、1週40時間を超えて働かせてはいけないことになっています。この時間を超えて働かせる場合には時間外労働協定が必要とされています。
- ③ 女性の職域拡大を図り、男女の均等取扱いを一層促進する観点から、女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制が解消され、男女同一の枠組みとなっています。
- ④ 妊産婦は請求すれば、時間外・休日労働、深夜業が免除されます。
- ⑤ 産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間は休業することができます。
- ⑥ 1歳未満の子供を育てる女性労働者のために、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を取ることができます。

育児・介護休業法

- ① 男女労働者とも、事業主に申し出れば、子が1歳に達するまでの間育児休業をすることができます。

また、男女労働者とも、事業主に申し出れば、3か月間を限度として、配偶者、父母、子など家族を介護するために介護休業をすることができます。

- ② 育児休業や介護休業の他、育児や家族の介護のために、1日の勤務時間を短縮する制度などを設けなければならないことになっています。
- ③ 育児や介護を行う男女労働者が請求すれば、深夜業が制限されます。

就職活動にあたって…

I 「女子学生の就職難」といわれていますが……

- 平成12年3月に大学を卒業した新規学卒者の内定率（2月1日現在）は、全体では81.6%でしたが、女子学生の内定率は77.1%と、**男性より厳しい状況**になりました。
- 女子学生の就職難は、厳しい経済情勢のため、全体として求人数が少なくなっていることに加えて、これまで女性が多く働いていた**事務職の求人数が大幅に減少**しており、女子学生の希望職種と企業が求める職種との間の**ミスマッチ**にも原因があります。

II 「女性だから事務職」などと考えていませんか？

幅広い職業選択を!!

- 女子学生の就職状況をみると、事務職が約5万3千人と最も多いものの、その割合は減ってきています。反対に営業・販売職やサービス職、技術職に就く女性の割合は増え、事務職以外の職業に就く女性が増加しています。
- 今、事務職などの管理部門を合理化し、人数を減らす企業が増えています。あなたの能力を発揮する場はたくさんあります。自分にはこれしかできないなどと枠を決めてしまわないで、いろいろな仕事に目を向けてみましょう。

III 「会社を選ぶ基準」を、どこにおいていますか？

- 会社を選ぶ基準は、人それぞれです。
どういう業界の会社に入って、どのような働き方をしたいかを、あなたは具体的に**イメージ**できますか？
- 興味を持った会社での女性の働き方、
例えば……女性の割合は、勤続年数は、既婚者の割合は、管理職の人数は、会社の雰囲気は、育児休業取得者は？
等を知ること、重要なポイントです。

男女雇用機会均等法について、労働省ホームページで紹介しています。

<http://www.mol.go.jp/topics/seido/index.htm>

女子学生の就職問題に関する相談は労働局雇用均等室へ…

- 雇用均等室では、女子学生から相談を受け付け、アドバイスや情報を提供するとともに、相談内容が、均等法に照らし問題のある場合には、企業から事情を聞くとともに、助言、指導を行います。
- 女性が不利に取り扱われていると思ったら是非一度雇用均等室にご相談下さい。相談は来室に限らず、電話、FAX、手紙など何でも結構です。

労働局名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	060-8566 030-8558 020-0023 983-0861 010-0951	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎 青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	011-709-2715 017-734-4211 019-604-3010 022-299-8844 018-862-6684	011-709-8786 017-777-7696 019-604-1535 022-299-8845 018-862-4300
山形 福島 茨城 栃木 群馬	990-8567 960-8021 310-8511 320-0845 371-8567	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎 水戸市北見町1番11号 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎 前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル	023-624-8228 024-536-4609 029-224-6288 028-633-2795 027-210-5009	023-624-8246 024-536-4658 029-224-6265 028-637-5998 027-210-5104
埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟	336-8546 260-8612 112-0004 231-8434 951-8588	浦和市岸町5丁目8番13号 千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎 文京区後楽2丁目5番1号 住友不動産飯田橋ファーストビル 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎 新潟市川岸町1丁目56番地	048-822-4273 043-221-2307 03-3818-8408 045-211-7380 025-234-5928	048-832-4887 043-221-2308 03-5689-5076 045-211-7381 025-265-6420
富山 石川 福井 山梨 長野	930-8509 920-0031 910-0019 400-0031 380-0935	富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎 金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビル 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 甲府市丸の内2丁目7番23号 鈴与甲府ビル 長野市大字中御所字岡田53番7号 同和火災長野ビル	076-432-2740 076-265-4429 0776-22-3947 055-231-8611 026-227-0125	076-432-3959 076-221-3087 0776-22-4920 055-231-8625 026-227-0126
岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀	500-8842 420-0857 460-0008 514-8524 520-0051	岐阜市金町4丁目30番地 明治生命岐阜金町ビル 静岡市御幸町4番1号 アーバンネット静岡ビル 名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング 津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎 大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル	058-263-1220 054-252-5310 052-219-5509 059-226-2318 077-523-1190	058-263-1707 054-252-8216 052-220-0573 059-228-2785 077-527-3277
京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	600-8007 540-0008 650-0044 630-8570 640-8392	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命四條ビル 大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎 和歌山市中之島1518番地 和歌山MIDビル	075-241-0504 06-6941-8940 078-367-0820 0742-32-0210 073-421-6157	075-241-0493 06-6946-6465 078-367-3854 0742-32-0214 073-421-6158
鳥取 島根 岡山 広島 山口	680-0846 690-8532 700-8611 730-8538 753-8510	鳥取市扇町22番1号 山陰合同銀行鳥取駅南ビル 松江市東朝日町76番地 鳥根労働局東朝日庁舎 岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館 山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館	0857-22-3249 0852-31-1161 086-224-7639 082-221-9247 083-995-0390	0857-29-4142 0852-31-1505 086-224-7693 082-221-2356 083-995-0389
徳島 香川 愛媛 高知 福岡	770-0831 760-0018 790-0811 780-8548 812-0013	徳島市寺島本町西1丁目7番1 日通朝日徳島ビル 高松市天神前5番12号 香川労働局第3庁舎 松山市本町2丁目1番7号 松山東京海上ビル 高知市南金田48番2号 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	088-652-2718 087-831-3762 089-935-5222 088-885-6041 092-411-4894	088-652-2751 087-831-3759 089-935-5223 088-885-6042 092-411-4895
佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎	840-0801 852-8117 860-0008 870-0016 880-0805	佐賀市駅南本町3番15号 安田生命ビル 長崎市平野町22番40号 ㈱九電工長崎支店ビル 熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0952-24-4240 095-844-4384 096-352-3865 097-532-4025 0985-38-8827	0952-24-6559 095-844-4423 096-352-3876 097-537-1240 0985-38-8831
鹿児島 沖縄	892-0847 900-0029	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル 那覇市旭町38番地8号 おきでん那覇支店ビル	099-222-8446 098-868-4380	099-222-8459 098-869-7914

女性少年室は平成12年4月1日より都道府県労働局雇用均等室に組織変更されました。